

押印（実印）及び印鑑証明書の添付を要する
「担保提供関係書類」及び「物納手続関係書類」

下表のとおり、国税に関する法律の規定により担保を提供し又は相続税の物納に係る手続を行う際に提出する書類については、押印等が必要となりますので、御留意ください。

手続	押印等が必要な提出書類	押印等の内容
納税の猶予の申請等（土地等を担保提供する場合又は第三者が納税保証を行う場合） （国税通則法第 46 条の 2 ほか）	担保提供者や保証人等の真意を確認するための書類 （「納税保証書」「抵当権設定登記承諾書」等）	左記の書類については、法令に定める者の <u>押印（実印）</u> と、その押印に係る <u>印鑑証明書の添付</u> が必要となります。
換価の猶予の申請等（土地等を担保提供する場合又は第三者が納税保証を行う場合） （国税徴収法第 151 条の 2 ほか）		
徴収の猶予の申請（土地等を担保提供する場合又は第三者が納税保証を行う場合） （租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税の特例等に関する法律第 11 条）		
相続税・贈与税の延納の申請（土地等を担保提供する場合又は第三者が納税保証を行う場合） （相続税法第 39 条ほか）		
相続税の物納の申請（土地等を物納に充てようとする場合） （相続税法第 42 条ほか）	物納に充てようとする財産の所有権移転登記を囑託する際に必要となる書類 （「所有権移転登記承諾書」）	